

## 自殺者が続出し、幹部町職員 24 人が辞職する、もの言えぬ町 千代田町 その③

### ～研修会での発言を「県警幹部警察官差別事件」として糾弾闘争を展開～

広島県の北西部に位置する千代田町。人口わずか1万900人あまりの小さな町でわずか7年の間に4人もの町幹部が自殺し、24人が中途退職に追い込まれるという異常なことがおきていました。いったい千代田町で何があったのでしょうか。前々号(52号)では2人目となる厚生課長の自殺や多数の管理職の中途退職に解同千代田支部の支部長が関与していたことや、千代田町での解同と全解連との対立抗争の様子、解同が糾弾闘争で引き起こしていた事件が裁判で次々と有罪判決を下されたことを明らかにしました。前号(53号)では、地対協が解同の糾弾闘争は「行き過ぎた活動」とであると報告した「意見具申」「啓発推進指針」を出したこと、それに対して主体性を失っている市町村が地対協に「抗議し「返上」したことについてお伝えしていました。今号では、研修会での発言を差別発言として解同が「県警幹部警察官差別事件」と呼んで大々的に糾弾闘争を繰り広げる事件についてお伝えします。

## II 解同が「県警幹部警察官差別事件」と呼ぶ糾弾闘争を展開

### 1. 千代田町の小学校 PTA 同和問題研修会で事件が発生

解同が「県警幹部警察官差別事件」と呼んで大々的に闘争を繰り広げる事件が発生します。事件は昭和 62 年 2 月 1 日、千代田町立八重東小学校の PTA が主催する同和問題研修会でおこります。この日小学校は午後 13 時 15 分から授業参観、14 時過ぎから同和問題の啓発映画を鑑賞、15 時 15 分から低・中・高学年に分かれて両親学級分散会を持ち、研修を行います。後に差別者とされる K 氏は、低学年部に参加します。低学年部の研修会はストーブを囲んで保護者 17 名、教職員 3 名が車座になる形で行いました。K 氏は「今日は保護者の立場で来ている。」と、児童の保護者として参加していることを述べて立場を明らかにし、研修会で発言します。この同和問題研修会の席上、K 氏が発言したことが「差別発言」とされました。八重東小学校は K 氏の発言を千代田町教育委員会へ提起し、千代田町は、「差別事件」として解放同盟と「連携」して解決する方策を決めます。井上町長と藤井教育長は連名で 2 月 20 日付けの文書で解放同盟に提起します。

ところで千代田町の同和研修会で起きた事件のわずか半年前に「部会報告」(昭和 61 年 8 月)が出され、また事件の直前となる 2 ヶ月前に「61年意見具申」が出されています。これら「部会報告」「61年意見具申」は「同和問題の根本的解決を考えていく上での基本的課題」として次のことを重ねて述べています。

「同和問題について自由な意見交換のできる環境づくりは、同和問題解決のために成し遂げるべき極めて重要な課題である。」

「民間運動団体の威圧的な態度に押し切られて不適切な行政運営を行うという行政機関の姿勢が、

国民の強い批判と不信感を招来している。」

「行政機関は、自らの立場を自覚し、民間運動団体との関係の在り方を見直すことが必要である。」

「差別事件は司法機関や法務局等の公的機関による中立公正な処理にゆだねること」

「差別発言等を契機に学校教育の場に糾弾闘争その他の民間運動団体の圧力等を持ち込まないこと。」

残念なことに千代田町は「部会報告」「意見具申」が同和問題の根本的解決を考えていく上での基本的課題とあげたこれらの意見を受け入れませんでした。

自由な意見交換ができる場であるべき同和問題研修会で K 氏の発言を問題視し、「差別発言」として解同に提起し委ねてしまいます。同和問題解決のために極めて重要な課題と指摘した「自由な意見交換のできる環境」はそもそも千代田町の同和研修会では全くなかったのです。

K 氏は「町の行政が、部落差別言うけえいけんのよ。同和教育言うたり部落差別言うたりするからいけない。」(解放新聞県版 827 号)と述べたとあります。これが事実であるならば、K 氏の発言は同和行政についての強い不信感があるということが分かります。これは部会報告が「不適切な行政運営を行う行政の姿勢が、強い批判と不信感を招来している」と指摘していることです。千代田町は K 氏の行政に対して批判した発言を差別発言としてしまいます。

最も問題なのは、事件の解決を法務局にゆだねるでも町自らが行うでもなく、「関係の在り方を見直す」よう指摘されている民間運動団体、すなわち解同と「連携」して事件の解決を「確認・糾弾」闘争にゆだねてしまったことです。行政自らが解同の糾弾闘争を持ち込むということをしたのです。

## 2. 「県警幹部警察官糾弾闘争本部」を設置して徹底的な糾弾闘争を開始した解同

千代田町から提起を受けた解同は K 氏の発言を警察幹部の差別暴言として徹底的に糾弾闘争することを決定します。実は K 氏は可部警察署千代田派出所に勤務する警察官で、同派出所の所長でした。解同は K 氏が警察官で派出所の所長ということから県警幹部警察官の差別事件とします。K 氏は保護者として研修会に参加しています。それなのになぜこれを警察幹部の差別事件としたのでしょうか。

実はこれは解同の差別事件に対する闘争方針によるものです。被糾弾者が社会的地位にある場合、糾弾闘争を個人の糾弾で終わらせるのではなく、その原因が被糾弾者を取り巻く地域社会、学校、職場にあるとして、行政にその責任を追及して政治的に闘うと決めた第7回全国大会の差別行政糾弾闘争の方針によるものです。

K 氏の研修会への参加は八重東小学校に通う児童の保護者としてでした。職務で警察官として参加したのではないことは、K 氏本人が「今日は保護者の立場で来ている。」とはっきり明言した上で発言していることから明らかです。

しかし解同県連は「警察権力による部落差別事件」(県版827号)として、闘争本部(県警幹部警察官差別事件闘争本部)を設置して徹底的な差別糾弾闘争を展開していきます。K 氏の発言は保護者個人の問題ではなく、警察幹部が発言した県警の問題として広島県警に責任を追及していきます。その追及は全国的な規模で徹底的な糾弾闘争を展開していくと決定します。(県版827号)

研修会に参加した K 氏の保護者としての発言を、警察官としての差別発言と変えるのはどう考えても無理がありますが、解放新聞県版では次のようにして警察官としての発言に変えてしまいます。

「(K 氏は)『今日は保護者として来ている』と発言の冒頭にわざわざ、自分が県警幹部であることを

参加者に意識させ」(県版 827 号)

K氏が「今日は保護者として来ている」と言っているのになぜそれが「わざわざ県警幹部であることを意識させた」ことになり、それが警察幹部として出席したことになるというのは全く理解できません。しかしこうして保護者として参加した K 氏の発言を歪曲して、「警察権力による部落差別事件」としてしまいます。

K氏は「わしは前にある男を、窃盗で逮捕したことがある。その時同和地区の人とは知らなかった。県会議員を使って事件をもみ消そうとした。」(同 827 号)と警察官として業務していたときにあったことを話しています。しかしこれをもって県警幹部警察官による差別事件とするのは、まさしく「民間運動団体が特定の主観的立場から、恣意的に判断する」(部会報告、61 年意見具申)ことに他なりません。もし K 氏の発言が警察官として問題があるならば、地方公務員法によって戒告なり文書訓告等、処分すれば済むことです。

### 3. 県警への包囲網

3月16日、県連小森委員長、闘争本部長、中島県連書記長らが県庁知事室を訪れ、竹下県知事に広島県警幹部警察官差別事件として事件の解明と解決に当たるよう「要請書」を渡します。知事室には新聞社、テレビ局など多くのマスコミ各社がすでに集まっており、その中で行います。公的メディアを通じて民衆に浸透させる。自らのナラティブ(言説)を流布し世論を誘導する宣伝工作。宣伝工作は階級闘争する者らが社会を誘導し影響を与えるのに一番重要視している戦術です。

小森委員長により事件の概要の説明を受けた竹下知事は、「事実とすれば申し訳ないことであり、2度とこのようなことが起こらないよう十分努力したい」と話します。この日の知事への申し入れに先立ち解同県連は、県を通じて県公安委員会と交渉をすることを2月20日に申し入れていました。小森委員長は「県公安委員会はこの問題について話し合いを拒否している。人権と深く関わる幹部警察官の発言であり、対応いかんでは全国的な規模で闘わざるを得ない」と話します。県公安委員会は警察運営や警察教養などに関する事項を統括するなど、県警察を管理する立場にあり、県知事の所管の下に置かれています。県連が公安委員会に申し入れたのは、「事件解決に当たっての当事者の立場に県公安委員会が立っている」(県版 831号)とみて、公安委員会から県警に指導させようとしたのでしょう。しかし警察の政治的中立性の確保と民主的管理を確保することを任とする県公安委員会が、政治活動をし特定のイデオロギーで活動している解同との話し合い等に応じることは県公安委員会自体が政治的中立性に対して県民から疑念を抱かせることとなります。県公安委員会が解同との「話し合い」に応じなかったのは当然であり、妥当な判断でした。

県連はこの記者会見の後、広島法務局にも同事件の提起を行っています。

解同の「県警幹部による差別事件」という提起ですが、対する県警はこの事件をどうとらえているのでしょうか。担当の山本県警教養課長は3月16日、中国新聞の取材に対して、

「可部署からの報告によると、知事への要請文に書かれているような差別発言を警察官がした」という事実はなかった。日ごろから同和問題については厳しい指導を続けており、同和研修会で差別発言をしたとは考えられない」

と応答しています。(中国新聞 昭和62年3月17日付 解放新聞県版830号、から引用)

県警は事実を否定しましたが、解同の県知事、公安委員会、法務局、マスコミ等への提起によって県

警の包囲網がつくられました。

#### 4. 広同教40周年記念誌に書かれた K 氏の発言

県警の「差別発言はなかった」という認識と解同県連の「警察官が差別発言」という主張。事実に対する認識がまったく異なります。「広同教40周年記念誌」がこの問題を取り上げています。「千代田町教育委員会によって本人及び関係者からの事実確認がなされた」発言として次のように書いています。(実名は K とします)

「発言1 「1年と4年にいる K です。今日は保護者として来ている。その立場で話をさせてもらう。千代田では部落差別、部落差別いうて騒ぎ過ぎる。ポスター、パンフレットをいっぱい出している。(部落差別、部落差別と皆にいつも目に触れるようにしている) 広島じゃそんなことは聞いたこともないし、誰が誰だかわからん。同対事業などで有利なことを悪用している。これは逆差別になる。我が子が結婚の時にはこだわるだろう。黙っておれば、何年かほおっておけばなくなる。」

発言2 「そういうことを学校でやってもらうのは結構だよ。部落差別と結びつけるのはおかしい。」

発言3 「先生も行政も必ずそう言う。先生らは一色に塗りつぶす。」

発言4 「町の行政が、部落差別言うけーいけんのよ。同和教育言うたり、部落差別言うたりするからいけない。」

発言5 「先生も行政も皆同じようなことを言う。知りやあ知るほどよう分かって、わが子の結婚の時は許さんだろう。行政も先生も建前ばかり言うて、問い詰めても、分かる答えがかえって来ない。」

発言6 「今頃は本籍が簡単に換えられるんですよ。子どもに本籍が知られなくて親が、実際に本籍を変えて生活している人もいる。」>>

「広同教40周年記念誌」は K 氏の言動について「同和問題研修会という会の目的、意義を認めず、研修という自己啓発の要請を拒否し、保護者という立場を逸脱した警察官としてふるまうことによって自己の差別意識を守る、という権力的な態度」、「あらん限りの暴言をはき自らの差別性をむき出したうえ、警察官として職務上知り得た守秘義務すら放棄し、部落に対する予断と偏見のなすがまま、まさに地対協路線にあやつられた姿を暴露した事件である。」と激しく非難します。

#### 5. 「自由な発言をとことんまで保障せよ」と行政に求める啓発推進指針

「啓発推進指針」が K 氏の発言の僅か後の3月18日に出されます。「啓発推進指針」は 61 年意見具申において同和問題解決のために成し遂げるべき極めて重要な課題としてあげた 4 つの課題解決実現のために啓発が必要として地対室が出したものです。(4 つの課題とは、①行政の主体性の欠如 ②同和関係者の自立、向上の精神の醸成の視点の軽視 ③えせ同和行為の横行 ④同和問題についての自由な意見の潜在化傾向です。)

地対室は、啓発推進の指針をとりまとめたこの「啓発推進指針」を各都道府県知事に通知します。「指針」は、行政が啓発の主体となる態度を確立することの重要性を強調し、次のように示しています。

行政関係者や啓発指導者は一般の人々の理解と差別意識の解消を忍耐強く求めることが必要で、

それを可能にするためには、民間運動団体の組織力を圧力とした問題行動などがみられる場合には、「その点を率直に批判できる環境がなければならない。行政は自らの持てる力を十分活用し、何をおいてもこの自由な意見交換のできる環境を確立しなければすべての啓発の努力はむなしいといっても過言ではないであろう。」

「(行政は)啓発の対象者が積極的に議論に参画できる場を確保することである。(略)しかし自由な発言を保障する限り、とことんまで保障しなければならず、自らの耳に痛い批判や民間運動団体からみれば差別を拡大助長するとみられる発言も保障しなければ、本音で問題を語り合うことはできない。本音で耳に痛い批判、目先の利害に響く発言も許し合い、忍耐強くお互いに歩み寄りをしなくては、本問題の解決はない。国民と民間運動団体双方の忍耐強い協力を求めるとともに、行政は、断固として自由な意見交換のできる環境を確立しなければならない。」

「啓発推進指針」は行政が行う研修に「自由な意見交換のできる環境の確立」「自由な発言はとことんまで保障すること」を強く求めます。

そして「確認・糾弾」について、被糾弾者だけでなく一般国民にもこわいという意識とともに接触を避けた方がよいという意識を助長するもので同和問題解決に逆行する結果をもたらしていること、「糾弾権は法的根拠がなく、また判例においても糾弾権を認めていない」と糾弾を「私的制裁」と断じ、「糾弾権」を否定した 61 年部会報告を追認します。

## 6. 啓発推進指針への反撃

糾弾闘争を水平社以来の部落解放運動の基本的闘争形態とする解同にとって、糾弾を否定する「啓発推進指針」は絶対に受け入れることができないものでした。

昭和 62 年 3 月 18 日、「啓発推進指針」が通知されると、解同は部落解放運動つぶしの攻撃と反発し、「強力な反撃闘争を展開していく」ことを決定します。(県版 837 号)。

「内容が、悪名高い部会報告よりもさらに悪質、差別的であることが確認され、全国的な反撃態勢によって闘っていくことを決定した。」(県版 835 号)

解同は「啓発指針」に反発し、市町村自治体を追及して市町村から「啓発指針」を批判したり「返上」する「見解」を出させる取り組みを行います。

「『解同』は地対協『基本問題検討部会報告書』と同様に、この指針に激しく反発し、各自治体に指針の返上をさせるなど、圧力をかけてきた。」(暴力糾明裁判 PART I)

地方自治体に圧力をかけて「抗議文」や「要望書」を県や政府に出させて包囲し、孤立化させるといういつもの戦術です。

なぜ地方自治体が県や政府に「抗議文」を出すようになるのでしょうか。それは次のような解同の運動方針があるからです。

「行政当局に対し、まず、『部落問題の解決は全て行政の責任であることを自覚させること』などを目標に運動を進めていく」

「糾弾闘争は『たえず差別者に3つの概念規定(命題)を理解させ、単に相手に誤りを気付かせるというだけでなく、自らを部落解放に積極的に協力するという立場に立たせ、その意味を不動のものにする所まで学習させる』」

そのため解同から行政闘争を受けた自治体は、部落問題解決の責任は全て行政にあると認め、行政が解同の3つの命題による部落解放運動を積極的に進めていくことになるのです。

「啓発指針」は都道府県に配布されましたが、配布に反対する闘争を受け、県から市町村への配布はできなくなりました。しかし全国市長会から県内の市町村へ「啓発指針」が送付されてきます。既に差別糾弾闘争の圧力に屈して主体性を失っている東部の市町村は「啓発指針」に対し、「今まで行ってきた社会啓発の実情に照らしてなじまない」との批判と抗議文を全国市長会へ送ります。

抗議文を最初に送ったのは福山市でした。牧本幹男市長は4月25日、

「①啓発推進指針は、本市が推進している啓発の方向とは著しく相違したものの。②文書は非常に多くの問題性を有しており、今後の啓発に多大の影響を及ぼす」

と、遺憾の意を表す抗議文書を送付します。

続いて因島市が24日、「『指針』の内容は事実と反したものであり差別性に満ちたもの」

尾道市が25日、「①運動団体と行政機関の関係、行政の主体性、確認、糾弾に関する考え方、差別事件の処理のあり方など本市の実情には全く即さず見解を異にするもの」

府中市は教育長と連名で30日送付し、「啓発指針に差別性がある」と厳しく批判します。(県版837号)。こうして解同の取り組みにより県内12市のうち9市が批判見解を送付します。

5月7日、広島県市長会は、「地方自治体の社会啓発の推進上、極めて重大な支障になる」として全国市長会に抗議する批判決議を満場一致で決定します。(県版838号)

5月27日、中国5県の市長会も「『啓発指針』は社会啓発推進上極めて重大な支障となる」として総務庁に強く抗議することを決めます。(県版841号)

7月には先の県東部の市町村で組織する「東同対」が「部会報告」に続いて「啓発指針」についても見直しをするよう「要望書」を送りつけます。

## 7. 啓発推進指針を批判する久井町の論理

「東同対」に加盟する久井町も「見解と要望」を送付します。解放新聞がその「見解と要望」を掲載しています。部落解放運動の立場に立ってどのように指針を否定するのでしょうか。その一部を紹介します。

「(「指針」は差別意識の解消を阻害し、また新たな差別意識を生む要因の根源に)同和関係者の遅れや民間運動団体の行き過ぎがあると解釈されるものとなっておりますが、しかし、それは事実認識を誤った論理であると考えます。」「(行政の主体性が欠如しているとの指摘に対して)本町は、同和問題の解決に向けて主体的責任のもとに1965年の「同対審答申」に示される「地区住民の自発的意志に基づく自主的運動」と緊密な連携を保ちながら、今日まで諸事業を推進し、その成果を上げているものであります。」「また、確認と糾弾会へ職員が参加することも強制されている事実はなく、主体的に参加をしているものであります。」「(自由な意見交換のできる環境づくりについて)それがさまたげられている実態があるとは考えられません。もし自由に意見交換ができないとする人々があるとすれば、それは、自らの差別意識を隠蔽しようとする人々に他ならないと考えます。また差別を肯定するものの意見が自由に保障されることは、問題解決に逆行し、論理は転倒するもので、何人も差別する自由はないと考えます。従って、差別する意見も自由な意見だとするその差別性こそ問題とすべきであると考えます。」「本町で行われる確認・糾弾会は、あくまでも事実の経過から問題点や背景を分析するとともに、課題を明らかにし、差別者・被差別者・行政関係者の学習や啓発の場として機能しているものであります。」

(県版 845 号)

これに対し 61 年意見具申や啓発推進には次のように書いています。

「同和問題について自由な意見交換ができる環境がないことは差別意識解消の促進を妨げる決定的要因となっている。」、(61 年意見具申)、

「言論の自由は徹底的に尊重されなければならない。言論の自由を軽視すれば同和問題の解決が国民的課題となることは困難である。」、「自由な発言を保障する限り、とことんまで保障しなければならず、(以下略)・・・」 「地方公共団体の職員が確認・糾弾の場に出席し、差別事件の処理を私的制裁にゆだねるがごとき印象を一般国民に与えていることは、行政職員として好ましくないことである。確認・糾弾については、民間運動団体の間にも厳しい批判があるところであり、このような場に行政職員が出席することは、行政の中立性の要請からみても、望ましくないことは明らかである。行政職員が憲法の趣旨に忠実な法の順守と中立性の堅持を第一義とすることなく啓発を行っても、国民の心からの受容を期待しがたいのは当然である。行政が姿勢を正さずして、真の啓発はあり得ない。」(啓発推進指針)

61 年意見具申や啓発推進指針を否定した久井町。「自由な発言」は「何人も差別する自由はない」という論で言論の自由を否定し、「確認・糾弾会」への出席も「緊密な連携」「主体的に参加」「学習や啓発の場」と言って否定してしまいます。

このように久井町は「見解と要望」で啓発推進指針を受け入れないことを表明しましたが、福山市や尾道市など他の市町村も同様に 61 年意見具申、啓発推進指針を批判し受け入れませんでした。既に多くの行政が主体性を失い解同の部落解放運動を受け入れ、これを主体的にすすめていたということです。

## 8. 県・教育委員会にも啓発推進指針を批判させる

解同は県と県教委にも「啓発指針」を批判することを要求する団交を行い、「見解書」を提出させます。6 月 18 日、県庁会議室で小森委員長他 20 名が「県警幹部警察官差別事件」と「啓発推進指針」について県民生部と県教育委員会を迫り文書の提出を求めます。県は「「県警幹部警察官差別事件」について同和地区に対する予断と偏見を助長するものである。」等記した文書と「啓発推進指針」について「同和行政の推進に矛盾する点があると受け止めている」と同指針を批判する文書を提出します。県教委も学校で起きた差別事件の解決の仕方について「指針」とは違う見解などを記した文書を提出します。(県版 844 号)

県は 11 月 13 日、県が開いた「市町村同和対策課長会議」で、県・教委が会議に参加した県内市町村の同和対策課長らに対して先の批判的見解を明らかにします。

「①『自主的運動と緊密な調和を保つ』この視点が明確でない。②意見交換における自由な発言は同和地区住民の人権を侵さない配慮が必要である。③差別事件の解決にあたっては行政機関のかかわりや当事者の参加を含めた取り組みによってあるべき説明、解決が図られてきた経緯がある。これを否定することは差別事象への迅速かつきめ細かな対応は難しくなる。④指針が『児童、生徒の差別発言は、先生から注意を与え、皆が間違いを正し合うことで十分』と述べていることに対しても、学校が主体的に関係者と協力して、その差別発言の背景、要因を分析し同和問題の正しい認識を培っていかねばならない」

このように県・教委も「啓発指針」を厳しく批判します。この説明の後、市町村担当者から「県は『指針』に対する批判的態度を一層明確にすべき」と要求を出しています。(県版 865号)

解同は7月21日にも県の「同和対策推進本部」と団交し県警事件の問題について追及します。小森委員長が「警察権力を差別に居直らせたら県行政の同和対策は根底から崩れ、県民の不信感を拡大する」と述べ、県の今後の方策について追及します。県は①差別発言の事実について県教委とともに千代田町の当事者からよく聞き対処する。②県行政の社会啓発講演会は、県内の差別事件を素材に求め、差別居直りを許さない内容で20回以上の回数で行う。等解同に約束します。啓発推進指針は「民間運動団体の運動目標等をそのまま行政の行う啓発素材として取り入れる」ことを行政の主体性の確立の観点から「自粛すべきである」と戒めています。しかし県の約束は、解同の要求をまさにそのまま受け入れたものとなりました。

## 9. 県内22会場で県警を糾弾する真相報告集会を開催

解同は県警幹部警察官差別糾弾闘争を重大な闘争課題と位置付け、糾弾闘争本部を設置し闘争を開始します。解同は闘争の一環として、県警を糾弾する「真相報告集会」を6月19日、呉市民会館で開催します。呉市で行ったのはK氏が呉署に転勤したからで、5月17日に呉署周辺でビラを配布したのに続けて行います。呉地区労、高同教、教職員退職者協、呉市教委など1200名の参加者を前に小森委員長が基調報告を行い、県警と「部会報告」を批判します。

「本日、警察の差別を許さない闘いの火ぶたが切って下ろされた。」「研修の場だからということで差別が許されるなら研修会は差別・煽動の場になってしまう。研修の場だからこそ物事を前進させなければならぬ」「(部会報告は差別事件が起きたら警察へ通報すべきとの論に対して)逃げ込む警察が差別をするのであるから、『部会報告』がいかにかデタラメなものであるか教えてくれた事件でもある。」

解同はこの呉の集会を皮切りに、県内各地の市町村でビラを配布し、「真相報告集会」を開きます。最終的に28会場に、地区労、広教組、広高教組、同教など約1万7千人が集会に結集し県警を糾弾します。

6月25日(神辺町350名)、27日(新市町500名)、29日(松永町450名)、30日(福山市1200名)

7月8日(因島750名 木江町500名)、10日(三次900名)、11日(江田島250名 東広島270名)、14日(甲山町370名)、17日(五日市250名)、21日(広島市内2会場400名)、15日(三原市900名)、18日(神石町450名 熊野町170名)、25日(福山市 松永町 近田 鞆 本庄 三次 加茂 1500名)

8月10日(県庁前広場3500名)

ビラ配布や真相報告という名の集会の開催で解同のナラティブが流布・浸透されていきました。「発言は差別思想の集大成」「人権無視の警察行政」というようなレッテルを貼り、県警の弱体化、県警に対する県民の信頼を失墜させ、県警と県民とを分断する意図が透けて見えます。

## 10. 千代田町に1200名結集して行った「真相報告集会」

事件が発生した千代田町でも「真相報告集会」を開きます。6月19日、千代田町開発センターで開いた「真相報告集会」には、千代田町内を中心に労組や教組、各種団体の階級労働者1200名が結集

し、集会場だけでなく、ホールの通路から場外のロビーまで埋め尽くします。千代田町始まって以来という規模の人数・団体の結集です。部落解放千代田共闘会議の副議長、解同県連の副委員長があいさつ、小森委員長が基調報告をします。闘争へ連帯する決意表明に井上千代田町長が立った他、地区労議長、広教組支区長、高教組分会長・青年会長らがそれぞれ連帯の決意の言葉を述べます。当日の研修会に同席した小学校の保護者が登壇して K 氏の言動を非難します。閉会のあいさつは解同千代田町支部の三宅支部長が行いました。県警幹部警察官による重大な差別発言という解同のナラティブは千代田町でしっかり浸透し、認知されました。

## 11. 県警への迫及

県警への抗議行動は解同や共闘会議の他にも広がります。

6 月 15 日、豊教連(豊かな教育とくらしを確立する県民連合)が、県警と県公安委員会に「抗議文」を送りつけます。(豊教連は、県労、広教組、広高教組、自治労、広同教、高同教、解放同盟で組織)

県議会でも県警の迫及を行います。7 月 1 日の県議会本会議で日本社会党の犬童議員が質問します。事件の見解を迫及された県警本部長は

「警察に職を奉ずる者が人権問題に関する認識について疑惑を抱かれるようなことがあってはならないのであります。今後も、同和問題の重要性を警察職員一人ひとりが深く認識し、問題解決に警察の立場として尽力するよう厳しく指導してまいる所存であります。」

本部長の答弁に解同は、本部長が同対審答申を否定してかかっている「部会報告」「啓発推進指針」によらず、同対審答申の認識に立って答弁せざるを得なかったということは糾弾闘争の成果であるとしています。しかし根本的に反省をして問題を解決しようとする姿勢が見られないと判断し、更に糾弾闘争を強化する方針を固めます。(県版 846 号)

7 月 3 日には県議会、警察・商工・労働委員会でも日本社会党の面迫議員が迫及します。

教員や教育委員会の職員らでつくる広同教も 12 月 11 日、「啓発推進指針」を批判し、学習会を開きます。

9 月 11 日、部落解放千代田共闘会議が第 6 回定期大会を開催し、その中で共産党の人々の活動を非難します。千代田町では日本共産党の人々が「千代田町の教育を守る会」を結成し、また共産党の議員が町議会で「研修会の場での発言だから」差別事件にすべきでないと K 氏の発言を擁護し、解同や行政の「確認・糾弾」に反対する活動をしていました。

あいさつに立った共闘会議の議長は共産党の人々の活動を「差別扇動」と断じ、真相報告集会へ 1200 名の仲間が結集したエネルギーを一層奮い起こして、共産党の策動を打ち破ろうと述べます。会では組織を強化する方針が決定されました。

10 月 18 日、解同が「県政樹立県民研究集会」を開きます。県立体育館に結集した 1 万人の前で小森委員長が「部落解放運動の高揚と定着を否定し、民衆による部落解放の達成を抑圧する『地対協路線』は、今や死文書」、「地対協路線の県内版である『県警幹部警察官差別事件』と、「啓発推進指針」や県警を批判します。

「啓発の場での自由な発言はとことん保障しなければならない」「糾弾は私的制裁で法的根拠はない。糾弾権も認められていない」という地対協の「啓発推進指針」をどうあっても認めません。これらを打ち破り、自治体に「糾弾」の正当性を認めさせ「啓発推進指針」を批判させて抗議文を送らせる。「糾弾闘

争はわれわれの命だ」(県版 859 号)とする解同は、ますます糾弾闘争を強化します。

同研究集会後、解同県連は県と県教委と団交して追及し、県行政に「啓発推進指針」についての「見解」と、批判の「見解書」を出させます。団交の結果、県に「(啓発推進指針を)県内に配布しない」、「指針に同意できない」と態度を明らかにさせます。こうして反対の決議をしている県内の市長会、疑義を表明している全同対に加え県・県教委も指針に反対の見解表明をします。

## 12. 県警・県公安委員会へ抗議文を集中

年が明けた昭和 63 年 1 月 6 日、解同は本部会議(県警幹部警察官差別事件糾弾闘争本部会議)を開き、闘争本部長が「県警が反省するまで世論を高める必要がある。徹底した闘いを今年も行いたい」と述べた後、経過報告と当面の闘いを決めます。既に県警へ抗議を表明する「抗議見解」が 37 市町村長、35 市町村教育長、94 の諸団体から送られていましたが、①抗議見解をより県警に集中する。②第一次中間報告集会を開催すること。③現地の千代田町で学習会を開催すること。昨年 12 月に県警糾弾の第 3 弾ビラを配布したのに続けて、④第 4 弾、第 5 弾のビラを大量配布する、ことなどを決めました。

県警へ抗議文が多数の団体から次々と送りつけられます。抗議文の文面は解放新聞に続々掲載されます。市長や教育長、教育委員会、小・中・高校の校長の他、広教組や広高教組その支区分会、教職員一同、同和研究協議会、自治労やその傘下の労組など多数の団体です。解放新聞によると 3 月 16 日現在で、抗議文は 53 市町村長、52 教育長と労組など 303 諸団体、合計 408 団体であると掲載しています。(882 号)

3 月 24 日の部落解放県共闘会議でも「県警幹部警察官差別事件についても、県共闘の大きな闘いとして取り組む」ことを決定し、①県警本部、公安委員会へ抗議文の集中。②労働組合員による抗議葉書の集中。③県知事への要請。④労組機関紙への記事掲載。⑤真相報告集会への参加。などの取り組みを決定します。(部落解放県共闘会議は、国労、勤労、全通、全電通、全専売、全林野、自治労、教組、高教組、水道、私鉄、運輸労連、金属共闘、日放連、ABCC で組織)

解同県連は 1 月 28 日、県警に「公開質問状」を送付し、翌 29 日、小森委員長らが県警に押しかけ、昨年 7 月の県議会で本部長が「人権問題に関する認識について疑惑を抱かれるようなことがあってはならない」と答弁した「疑惑」とは何を指しているのかを明らかにするよう迫り、

「県警の対応いかんによっては、県会さらに国会、国連の関係機関でも取り上げるようしかるべき手を打つ。民警協力も薄らぐ結果になる」

と厳しく申し入れます。

解同県連は 3 月 18 日、県公安委員会にも、どう責務を果たそうとするかを明らかにするよう求める「公開質問状」を送付します。

## 13. 校長・教頭、教職員、役場職員が推進役を務めた千代田町の県警糾弾住民学習会

県警を糾弾する集会、報告集会が千代田町を始め各地で行われます。千代田町では「いのち・愛・人権」展を昭和 62 年 12 月 3 日から 10 日まで開催し、会場内に「県警幹部警察官差別事件に関わるコーナー」を設置し、真相報告集会や決議文を展示します。人権展は、千代田町行政の他、労働組合など 9

団体で実行委員会を組織し、25 団体から後援を得て開催します。千代田町内の主だった労組や諸団体がほぼすべて参加したとみて良いでしょう。

開催式では実行委員長を務める中央公民館長、福光重孝町議会議長、辰崎春男町助役、服部教育長らがテープカットするなど、まるで町をあげての行事でした。この「いのち・愛・人権」展を千代田町はこの後も開催し続けます。

千代田町では年が明けると全町内あげて、県警幹部警察官差別事件を中心にした住民学習を 1 月から2月にかけて行います。住民学習の開催は解同県連が本部会議で決定したもので、これを千代田町が行います。

千代田町には共産党系の人々が「千代田町の教育を守る会」をつくって解同の糾弾闘争を批判していましたが、これを封じるため、日共の差別キャンペーン、日共による誹謗中傷、人権の荒廃だとして、町が「県警幹部警察官差別事件」と題した学習資料を作成発行し、この資料を使って町教育委員会が啓発活動として行います。事件の報告と共産党の人々への非難を、全町くまなく、120 会場以上にわたって公民館活動として実施します。学習会を集落単位で組織し、学習会は町内の各小学校長が分館長、教頭が事務局として参加。教職員も役場職員とともに役割を担って推進役を務めます。町が作成した「学習資料」には、

「(K 氏)の一連の差別発言は、単に同和問題に対する誤った知識に基づくものだけではなく、差別をなくすための研修会をこわし、他の出席者への差別をあおり立てる悪質な部落差別事件です。」

啓発活動の充実を図るためと作成した「学習資料」の大半は K 氏の発言を「県警幹部警察官差別事件」として非難する内容でした。

研修会の席上であっても同和問題の批判は許さないと、町を挙げて全町民を対象に、県警や共産党の人々の言動は差別だと非難することを啓発する住民学習会。町は一色に染め上げられました。同和問題について批判すればどんな目にあうか。千代田町の住民はこの住民学習会での報告ではっきりと思知らされました。啓発活動の充実をはかり同和問題の認識を深めるとした住民学習。千代田町の住民は県警や共産党の人々を支援することはおろか、町の同和教育方針と異なったことを唱えることはできなくなります。後に自殺者や中途退職者が続出する「もの言えぬ雰囲気」の町職場は既にこの頃からつくられていたのでしょうか。K 氏のような見せしめになりたくない。間違っていると批判すれば「差別者」として糾弾されるという恐怖。皮肉なことに町の「学習資料」には次のようなことが書かれています。

「間違ったことには勇気を持って指摘し合い、みんなが手をつなぎ、差別のない明るい社会を求めて前進していく。」(県版 882 号)

千代田町ではさらに続けて県警糾弾の集会を開きます。1 月 29 日、解同が町内の諸団体に呼び掛けて交流学習会を開きます。千代田共闘や町同和教育研究会、自治労、広教組、広高教組、八重東小、八重東幼保の階級労働者や保護者など 100 名で、県警が反省するまで闘い抜くことを確認します。

千代田町では 4 月 19 日にも県連本部会議で開催することを決めた「中間報告集会」を開いています。

#### 14. 県警を孤立させる世論づくり

昭和 63 年 7 月 15 日には部落解放千代田共闘会議が第 7 回定期大会を開催し、「地対協」路線紛

砕・糾弾闘争強化の闘い、県警幹部警察官差別事件糾弾の闘いを決定しすすめていきます。

解同と部落解放県共闘会議が共闘して開催する「中間報告会」は福山市、広島市でも行います。4月28日には福山市の市民会館大ホールに1700名、5月9日には広島市の広島青少年センターへ700名が結集し、県警を糾弾します。

県連は法務局へも9月3日の団交に続いて10月3日にも追及します。法務局の人権擁護部長は「研修の場での発言なので人権侵犯事件としては立件しない」、しかし、本人の同和問題に対する認識が不十分であるので「個別啓発事犯」としてとらえている。現在、県警・教養課が担当して主体的に研修をしているのでそれを見守りたいと答えます。(県版911号)

11月1日には法務省も追及します。部落解放基本法制定要求の中央集会の後に行った各省への要求交渉の中で法務省を追及します。法務省は「広島県警幹部差別事件については『研修会の席上のごとで、特定の個人を指していないので、差別事件とは言い難い』」と答弁します。

「差別発言をしたという事実はなかった。」という県警、「研修の場での発言」と回答する法務局と法務省。この県警と法務局・法務省の食い違いを小森委員長は見逃しませんでした。解放新聞「新春座談会」で、県警に対し、今後どのように取り組むかを問われた小森委員長は次のように話します。(県版 平成元年1月11日号)

「やればいくらでもあります警察を責める手は。ごくごく基本的なことを言えば警察が今まで言っていることと、法務省の言っていることと、それにまつわっての総務庁とか、警察庁のいっていることの矛盾点を詳細に県民に知らせ、全国に知らせることが大事だと思います。それから広島法務局が「個別啓発事象だ」といったところを絶対に放さずにどこまでのことをするかを追及してゆくことです。そうすれば警察は1つの行政機関(法務局)を犠牲にしつつ逃げるといった状況が出てくるわけで益々世論から孤立することになります。それから『県警が問題を解決するといっている』と主張してきた公安委員会に対して、警察は何もできないではないかと公安委員の責任が再度問題となってきます。」

県警や公安委員会を非難し孤立させる追及を解放新聞でも行います。1面全面、あるいは見開き2面に県警の孤立をねらった見出しをつけて徹底的に批判します。1面全面を使って県警を非難する記事は16回、見開き2面を使った非難記事は11回に及びます。「県民世論で県警益々孤立」「発言は差別思想の集大成」「人権無視の警察行政」「県公安委員会の責任放棄は民主主義の自殺行為」「ウソを固めて世論調査 広島県警の横暴を許すな！ 警察は民主警察に立ち返れ！」「県警幹部警察官差別事件を徹底糾弾し真の「民主警察」確立を」など。

K氏の発言を「県警幹部警察官差別事件」とする解同の認知戦。批判に対しては「差別」とレッテルを貼り、「差別する自由はない」と押さえ込む。多数のビラ配布や集会を通じて県民にナラティブを流布・浸透させて世論を誘導していきます。(続く)